

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県名護市長

公表日

令和6年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。</p> <p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。</p> <p>①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④認定された情報より、児童手当の支給事務。 ⑤他団体からの照会を受け、情報提供を行う。 ⑥窓口、郵送および電子申請を用いた、申請・届出の受領。</p>
③システムの名称	①児童手当システム②庁内連携システム③団体内統合宛名システム④中間サーバー⑤サービス検索・電子申請機能⑥申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一 56、100の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条、73条 <p>「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第二条第二項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当」が含まれる項(26、30、87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、44条 <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第一欄(情報照会者)が「市町村」等の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当」が含まれる項(74、75の項) ・番号法別表第二の主務命令で定める事務及び情報を定める命令第40条、40条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	名護市こども家庭部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市こども家庭部子育て支援課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212(内線110)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市こども家庭部子育て支援課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212(内線110)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
平成29年7月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 56項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 56項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
令和1年6月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当」が含まれる項(26、30、87の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」等の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当」が含まれる項(74、75の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当」が含まれる項(26、30、87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、44条 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」等の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当」が含まれる項(74、75の項) ・番号法別表第二の主務命令で定める事務及び情報を定める命令第40条、40条の2	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か		平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者 いつ時点の計数か		平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年6月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する支給要件の確認	事前	
令和3年6月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 56項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 56、100の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条、73条 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第10条	事前	
令和3年6月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当」が含まれる項(26、30、87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、44条 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」等の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当」が含まれる項(74、75の項) ・番号法別表第二の主務命令で定める事務及び情報を定める命令第40条、40条の2	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当」が含まれる項(26、30、87、121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、44条、59条の4 ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第11条 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」等の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当」が含まれる項(74、75、121の項) ・番号法別表第二の主務命令で定める事務及び情報を定める命令第40条、40条の2、59条の4 ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第11条	事前	
令和3年6月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か		令和3年6月30日 時点	事前	
令和3年6月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者 いつ時点の計数か		令和3年6月30日 時点	事前	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年6月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名		子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法別表第一の主務省令で定める命令第73条	番号法別表第一の主務省令で定める命令第74条	事後	
令和4年6月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者		令和4年6月30日 時点	事後	
令和5年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもへの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する支給要件の確認等	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもへの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する支給要件の確認等 ⑤電子申請機能を用いた申請・届出の受領。	事前	
令和5年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、マイナンバーびったりサービス	事前	
令和5年3月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か		令和5年3月31日 時点	事前	
令和5年3月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者 いつ時点の計数か		令和5年3月31日 時点	事前	
令和6年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもへの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する支給要件の確認等 ⑤電子申請機能を用いた申請・届出の受領。	児童手当法に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもへの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金情報の照会、児童手当拠出金事務 ④認定された情報より、児童手当の支給事務。 ⑤他団体からの照会を受け、情報提供を行う。 ⑥窓口、郵送および電子申請を用いた、申請・届出の受領。	事後	
令和6年3月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、マイナンバーびったりサービス	①児童手当システム②庁内連携システム③団体内統合宛名システム④中間サーバー⑤サービス検索・電子申請機能⑥申請管理システム	事後	
令和6年3月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 56、100の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条、73条 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 56、100の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条、73条 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第2条第二項	事後	
令和6年3月31日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当」が含まれる項(26、30、87、121の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、44条、59条の4 ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第11条 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」等の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当」が含まれる項(74、75、121の項) ・番号法別表第二の主務命令で定める事務及び情報を定める命令第40条、40条の2、59条の4 ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」第11条	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童手当」が含まれる項(26、30、87の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、44条 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」等の項のうち、第二欄(事務)に「児童手当」が含まれる項(74、75の項) ・番号法別表第二の主務命令で定める事務及び情報を定める命令第40条、40条の2	事後	
令和6年3月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か		令和6年3月31日 時点	事前	
令和6年3月31日	II しいき値判断項目 2. 取扱者 いつ時点の計数か		令和6年3月31日 時点	事前	